

日本共産党熊本市議団の那須円です。請願2号「消費税増税の中止を求める意見書の提出に関する請願」について、請願採択を求め賛成討論を行います。

請願の内容は、4月からの8%の増税を撤回するとともに、来年秋に実施が狙われている10%の引き上げを中止するよう求めるものであります。また、4月からの消費税増税によって、暮らしが壊され、地域経済を支える中小企業に深刻な影響を与え、日本経済が大きな打撃を受けることを厳しく指摘しています。

実際に4月の消費税増税以後、日本経済の様々な指標にどのような変化が生じているか、みなさんをご存知でしょうか？政府が発表した各種調査結果においては、小売店の販売額や家計支出額が軒並み減少するなど「駆け込み需要」の反動減による影響が顕著に現れています。

経済産業省が発表した4月の商業販売額は前年同月比3.9%減。なかでも小売業は4.4%減となりました。4月の新設住宅着工戸数は3.3%減、4月の新車販売台数は5.5%減と反動減が顕著に表れました。

物価においては、全国消費者物価指数は、消費税が増税された4月は前年同月比3.2%上昇。バブル崩壊後、最大の上げ幅となっています。

一方、国民の賃金は増えていません。4月の勤労者世帯の実収入は7.1%減。非正規雇用も57万人増えています。

物価が上がる一方で、消費税増税によって可処分所得が減少するなか、個人消費はどうなったのか？とりわけ、ここは政府自身が増税によって消費抑制が起きないように特別な手立てを講じたところで

ありましたが、総務省の4月分の家計調査によれば、1世帯の実質消費支出（2人以上世帯）は4.6%減となるなど、消費が大きく落ち込みました。

GDPの6割近くを占める個人消費の冷え込みが、日本経済を長引く不況に陥れ、国家財政に深刻な影響を与えたことは、過去1997年の消費税増税時に、私たちは経験済みであります。請願が指摘をする暮らしや地域経済に深刻な影響が早くも現れていることを直視すべきではないでしょうか。

こうしたなかで、安倍首相は今月末に決める経済財政運営の基本方針いわゆる骨太の方針に、法人税の実効税率を来年度から数年かけて「20%台」まで引き下げることが明記することを決定いたしました。今年5月8日、トヨタ自動車は社長自らが2008年度から12年度の5年間という長きにわたり、法人税（国税分）を1円も支払っていないことを記者会見で明らかにし、納税に苦しむ多くの国民に衝撃を与えたばかりです。2009年の制度改定で、海外子会社からの配当を非課税にする減税制度が創設されたほか、研究開発減税などの減税政策の恩恵を受ける一方、同社は株主には5年間で総額1兆円もの配当を行い、内部留保の利益剰余金も2800億円上積みしています。こうした大企業への法人税の実効税率をさらに引き下げを実施すればどうなるのか？20%台までの引き下げにより2兆5000万円の税収減、経団連が政府税調に直接要望した25%まで引き下げれば5兆円の税収減であり、歳入に大きな穴があくことは明らかであります。その一方で、この税収減の対応策として検討されていることが、歳入では、配偶者控除の廃止・縮小、赤字企業でも負担する法人事業税の外形標準課税の強化など、庶

民・中小業者へのさらなる税負担であります。また、歳出面では、医療や介護分野の自然増を含めた給付の抑制、年金給付額の削減や給付年齢の引き上げ、生活保護の住宅扶助などの削減等の支出抑制。そして、現在検討されている来年10月の消費税率10%増税であります

ただでさえ優遇されている大企業への減税に加え、法人税率のさらなる引き下げを実施し、その税収の穴埋めを赤字中小企業や国民への増税で補てんするようなやり方は、暮らしや経済に深刻な影響を与えるもので、許されるものではありません。

今行うべきことは、税制のあり方を所得や資産に応じて負担するという応能負担の原則に立って改革し、富裕層や大企業への優遇税制を改めること、また大企業を中心にため込まれた270兆円にものぼる内部留保の一部を活用しながら雇用の正規化や賃金の引き上げ、中小企業への適正な単価の支払いなどにより社会に環流させるなど内需主導の経済対策をすすめることです。そのことにより、所得の引き上げ、消費の拡大、中小企業や大企業の収益増、ひいては国や地方自治体の歳入増につながる道であると考えます。ぜひ請願への賛同をいただきますように最後に訴えまして賛成討論といたします。